

四日市市不育症治療に要する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第22号

四日市市不育症治療に要する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則
四日市市不育症治療に要する医療費の助成に関する規則（平成26年四日市市規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、子どもを産むことを望みながら、不育症のために子に恵まれない<u>夫婦（法律上の婚姻をしている夫婦（法律上の婚姻をしていた配偶者と死別した者を含む。以下「法律婚夫婦」という。）及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦（以下「事実婚夫婦」という。）をいう。以下同じ。）</u>に対し、不育症治療に要する費用の一部を助成することにより、不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策に寄与することを目的とする。</p> <p>(医療費の助成対象者)</p> <p>第3条 市長は、<u>不育症治療を受けた者が助成金の交付申請の日に本市の住民基本台帳に記録されている夫婦</u>に対し、不育症治療に係る医療費の助成を</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、子どもを産むことを望みながら、不育症のために子に恵まれない<u>法律上の婚姻をしている夫婦（以下「夫婦」という。）</u>に対し、不育症治療に要する費用の一部を助成することにより、不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策に寄与することを目的とする。</p> <p>(医療費の助成対象者)</p> <p>第3条 市長は、<u>次の各号に掲げる要件をすべて満たす夫婦</u>に対し、不育症治療に係る医療費の助成を行うものとする。</p>

行うものとする。

(1) 不育症治療を受けた者が、治療期間及び助成金の交付申請の日に本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 助成金の交付申請の日においても婚姻継続中であること。

(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は次に掲げる社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者若しくは被扶養者であること。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(4) 夫婦の前年の所得（1月から5月までの申請については、前々年の所得。以下同じ。）の合計額が730万円未満であること。

(5) 夫婦のいずれもが市税を滞納していないこと。

2 前項第4号に規定する所得の範囲については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条の規定

(助成対象となる医療費)

第4条 助成対象となる医療費は、不育症と診断された夫婦に対し、医療機関において、夫婦が受けた不育症治療に係る医療費及び助成の申請に係る証明書料とする。ただし、次の各号に掲げる費用は除くものとする。

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定に基づく保険給付が適用される治療に係る費用

(2)から(4)まで (略)

2 前項の規定にかかわらず、過去に助成の決定を受けた治療が終了した日以前に終了した治療に係る医療費は、助成の対象としない。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四日市市不育症治療医療費助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に定める書類を添付して、市長に提出しな

を、所得の額の計算方法については、同令第3条の規定を準用する。

(助成対象となる医療費)

第4条 助成対象となる医療費は、不育症と診断された夫婦に対し、医療機関において、夫婦が受けた不育症治療に係る医療費及び助成の申請に係る証明書料とする。ただし、次の各号に掲げる費用は除くものとする。

(1) 国民健康保険法及び社会保険各法の規定に基づく保険給付が適用される治療に係る費用

(2)から(4)まで (略)

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四日市市不育症治療医療費助成金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次の各号に定める書類を添付して、市長

ればならない。

(1) (略)

(2) 同一世帯に属さない法律婚夫婦については、それぞれの戸籍謄本（外国人にあつては、婚姻継続証明書その他婚姻関係が分かる書類）

(3) 事実婚夫婦の場合は、それぞれの戸籍謄本（外国人にあつては、婚姻要件具備証明書（独身証明書））

(4) 同一世帯に属さない事実婚夫婦については、事実婚関係に関する申立書（第3号様式）

(5) (略)

2 前項の規定による申請は、治療が終了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年を経過したときは、行うことができない。

(助成額)

第6条 助成金の額は、第4条に規定する助成対象となる医療費の合計額（当該額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とし、治療終了日の属する年度当たり10万円を限度とする。

に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 医療機関の発行する不育症治療に係る領収書及び診療明細書

(3) 夫婦の市税の完納証明書

(4) (略)

2 申請者は、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

3 申請者は、治療終了日の属する年度の翌々年度の末日までに第1項の申請をしなければならない。

(助成額)

第6条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額（当該額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とし、治療終了日の属する年度当たり10万円を限度とする。

(1) 夫婦の前年の所得の合計が400万円未満の場合 第4条に規定する

助成対象となる医療費の合計額

(2) 夫婦の前年の所得の合計が400万円以上730万円未満の場合 第4条に規定する助成対象となる医療費の合計額に10分の5を乗じて得た額

(助成金の交付決定通知)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による申請があった場合は、これを審査し、助成の適否及び助成額を決定のうえ、交付するときは四日市市不育症治療医療費助成金交付決定通知書(第3号様式)により、助成金を交付することが不相当と認めたときは四日市市不育症治療医療費助成金不交付決定通知書(第4号様式)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(助成金の交付決定通知)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による申請があった場合は、これを審査し、助成の適否及び助成額を決定のうえ、交付するときは四日市市不育症治療医療費助成金交付決定通知書(第4号様式)により、助成金を交付することが不相当と認めたときは四日市市不育症治療医療費助成金不交付決定通知書(第5号様式)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(領収書等の保管等)

第8条 申請者は、申請を行った日から

1年間、医療機関が発行した当該申請に係る医療費の領収書及び明細書(以下「領収書等」という。)を保管しなければならない。

2 市長は、必要があると判断したときは、申請者に対して、領収書等の提出を求めることができる。

3 申請者は、前項の規定による領収書等の提出の要求があった場合には、領収書等を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正の行為によってこの規則による助成金の交付を受けたとき。

(2) 前条第2項の規定に基づく領収書等の提出要求に対し、申請者が当該領収書等を提出しないとき。

第10条 (略)

(助成金の返還)

第8条 市長は、助成の決定を受けた者が偽りその他不正の行為によってこの規則による助成金の交付を受けたときは、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

第9条 (略)

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

四日市市不育症治療医療費助成金交付申請書

令和 年 月 日

住所

申請者 氏名

(署名または記名押印)

電話番号

次のとおり四日市市不育症治療医療費助成金の交付を受けたいので、四日市市不育症治療に要する医療費の助成に関する規則第5条の規定により申請します。また、住所要件等の必要事項を調査することを承諾し、また、他の地方公共団体に対し四日市市不育症治療費の交付決定情報を必要に応じて提供することを同意します。

氏名		生年月日			
夫		年	月	日	
妻		年	月	日	
今回の治療期間中の治療費について、他の自治体から補助金を受けましたか いいえ ・ はい (助成対象外)					
同年度の治療費について、この助成金を受けましたか いいえ ・ はい (申請日 年 月 日 助成額 円)					
医療費の内 自己負担額の計	円	助成金の 申請額	円	助成金 交付決定額	円
金融機関名		口座番号		口座名義人 (フリガナ) <申請者名義に限る>	
銀行	本店	普通			
金庫	支店				
農協	出張所				

第2号様式（第5条関係）

不育症治療受診等証明書

下記のとおり、不育症治療を実施し、これに係る治療費を下記のとおり領収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

印

医療機関記入欄（主治医が記入してください）

受 診 者	ふりがな		生年 月日	昭和・平成		
	氏名			年	月	日
今回の治療期間		年 月 日 ~		年 月 日		
不育症治療を 必要とした理由						
検査、治療内容 (保険診療外)						
領収金額		今回の治療にかかった合計額（※保険診療外の自己負担額及び申請に係る証明書料）				
		領収金額		円		

※ 領収金額：治療期間（治療開始日から出産(流産、死産等を含む)に伴い治療が終了するまで）における検査費及び治療費です。

※ 保険給付が適用される治療、入院時における差額ベッド代、食事代は含めないでください。

事実婚関係に関する申立書

下記の二名については、事実婚関係にあることを申し立てます。

事実婚関係にある不育症治療を行った方の住所、氏名

①

住所：_____

氏名：_____

②

住所：_____

氏名：_____

事実婚関係にある二人①②が同一世帯になっていない理由

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

四日市市長

住所

氏名

住所
氏名

四日市市不育症治療医療費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市不育症治療医療費助成金については、四日市市不育症治療に要する医療費の助成に関する規則第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

助成金交付決定額
(助成金交付確定額) 円

助成対象期間 年 月 日から

年 月 日まで

第4号様式の次に次の1様式を加える。

住所

氏名

四日市市不育症治療医療費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市不育症治療医療費助成金の交付については、四日市市不育症治療に要する医療費の助成に関する規則第7条の規定に基づき、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

不交付の理由

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市不育症治療に要する医療費の助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に治療が終了する不育症治療に対する医療費の助成から適用し、同日前に治療が終了する不育症治療に対する医療費の助成については、なお従前の例による。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

- 3 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和3年四日市市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市任意予防接種費用補助金交付規則 (平成23年四日市市規則第45号)	(略)	
四日市市基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則（平成24年四日市市規則第48号）	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しない		

ものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市任意予防接種費用補助金交付規則 (平成23年四日市市規則第45号)	(略)	
<u>四日市市不育症治療に要する医療費の助成に関する規則</u> (平成26年四日市市規則第31号)	第1号様式	<u>署名をした場合に限る。</u>
四日市市基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則 (平成24年四日市市規則第48号)	(略)	
(略)		

(こども未来部こども保健福祉課)